

○公立大学法人周南公立大学役員報酬規程

(令和4年4月1日規程第13-1号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）の役員報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬、賞与、通勤手当、単身赴任手当、住居手当及び退職手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬(賞与及び退職手当を除く。)の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日を支給する。

(基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬月額、次のとおりとする。ただし、次の役員が非常勤の場合は、第9条第1項第1号の額とする。

(1) 理事長 840,000円

(2) 副理事長 705,000円

(3) 理事 610,000円

(賞与)

第5条 賞与は、常勤の役員年度の職務に対して支給する。

2 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（次条及び第20条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に賞与の年額に2分の1を乗じた額を支給する。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日に支給する。

3 賞与の年額は、基本報酬月額に100分の120を乗じて得た額に100分の460を乗じて得た額とする。

- 4 年度の途中で採用、退職又は死亡し、在職期間が1年に満たない場合については、前項の額を12で除して得た額にその者の在職月数を乗じて得た額を賞与の年額とする。
- 5 年度の途中で退職又は死亡した常勤の役員に、当該年度に支払われた賞与の額が前項に定める賞与の年額に満たない場合は、満たない額を当該常勤の役員に支給する。
- 6 年度の途中で退職した常勤の役員に、当該年度に支払われた賞与の額が前項に定める賞与の年額を超えるときは、当該常勤の役員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。
- 7 役員の賞与については、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 8 法人の職員が、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における在職期間には、その者の法人の職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤の役員には、公立大学法人周南公立大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第14条の例に準じて通勤手当を支給する。

(住居手当)

第7条 常勤の役員には、職員給与規程第12条の例に準じて住居手当を支給する。

(単身赴任手当)

第8条 常勤の役員には、職員給与規程第14条の2の例に準じて単身赴任手当を支給する。

(退職手当)

第9条 常勤の役員が退職(任期満了の場合を含む。以下同じ。)し、又は死亡した場合の退職手当の額は、基本報酬月額に、その者の勤続期間1月につき、100分の25の割合を乗じて得た額とする。

- 2 役員の退職手当については、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 3 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支給する。

第 10 条 役員が、退職の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。退職の日又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第 11 条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員に支給する就任当月分の基本報酬は、第 4 条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本報酬月額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額(以下「日額」という。)に、就任した日からその月の末日までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した常勤の役員に支給する退職当月分の基本報酬は、日額にその月の初日から退職した日までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本報酬月額を全額支給する。

(非常勤役員手当)

第 12 条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる非常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額に勤務した日数を乗じて得た額とする。

(1) 理事 日額 30,000 円

(2) 監事 日額 30,000 円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人周南公立大学出張旅費規程の例に準じて支給する。

(報酬の支払原則及び報酬からの控除)

第 13 条 役員の報酬等は、役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第 14 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(補則)

第 15 条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校法人徳山教育財団から承継して役員となった者の施行日の前日までの期間は、期末手当の算出基礎となる期間に通算する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 3 月 14 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日以降について、第 6 条中「100 分の 230」とあるのは「100 分の 225」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 20 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて前項の適用日以降に支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。